



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

NO.12

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
今回は、「憲法改正」「国民投票」に関する事をお伝えします

【憲法改正】

憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経たのち、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています（憲法第96条）。

【国民投票】

国民投票の投票権は、投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上、平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上となります。

有権者のみんな、
注目!



「憲法改正」とか「国民投票」って聞いたことあるよね！
憲法改正にはみんなの声（1票）が反映されるよ。そのときは、しっかり意思表示しよう。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111